

令和8年度産作物の生産に使用する 生分解性マルチ導入補助金のご案内

【省力化・環境負荷低減】を推進します

生分解性マルチとは？



自然に分解され、
最終的に水と二酸化炭素に。
はぎ取り・回収不要！

■ 補助要件の概要

- ・補助内容
販売目的の農産物(令和8年度産)生産用
生分解性マルチ購入費用の一部
- ・補助率
個人：購入費用(税抜)の50%(上限5万円)
法人：購入費用(税抜)の50%(上限10万円)
- ・対象者
農産物販売農家(前年販売10万円以上)、
認定新規就農者、認定農業者、農業者団体

■ 補助要件の概要

- ・補助内容
販売目的の農産物(令和8年度産)生産用
生分解性マルチ購入費用の一部
- ・補助率
個人：購入費用(税抜)の50%(上限5万円)
法人：購入費用(税抜)の50%(上限10万円)
- ・対象者
農産物販売農家(前年販売10万円以上)、
認定新規就農者、認定農業者、農業者団体

■ 必要書類

- 【申請時】
- ☐ 見積書(又は納品書)
 - ☐ 完納証明書
 - ☐ 所得税申告書写し(※1)
- 【実績報告時】
- ☐ 納品書
 - ☐ 設置ほ場の写真
 - ☐ 請求書
 - ☐ 通帳の写し

※1 認定新規就農者、認定農業者、
農業者団体は不要

問合せ先 さくら市農政課振興係

電話：028-681-1117 メール：nousei@city.tochigi-sakura.lg.jp